

情報公開規程

平成28年4月1日
28（規程）第45号
最終改正 平成29年4月1日
29（規程）第31号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に定める法人文書の開示等についての事務（以下「情報公開事務」という。）の処理に係る必要な事項を定め、機構の情報公開の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（法の遵守、個人情報の保護）

第2条 機構は、法第1条の目的を十分に理解して、情報公開にあたらなければならない。

2 機構は、個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき取り扱わなければならない。

（定義）

第3条 この規程において、「文書」とは、法第2条第2項において定義される「法人文書」をいう。

（情報公開担当課）

第4条 情報公開を担当する課（以下「情報公開担当課」という。）は次のとおりとする。

- (1) 総務部総務課
- (2) 各研究所の管理部庶務課

（情報公開担当課の情報公開事務）

第5条 総務部総務課における情報公開事務は次のとおりとする。

- (1) 開示請求の相談、案内、受付等に関すること。
- (2) 開示請求に係る文書を所掌する部署（以下「主管部署」という。）との情報公開事務に係る調整に関すること。
- (3) 開示請求に係る事案の処理の進行管理に関すること。
- (4) 事案の移送に係る手続に関すること。
- (5) 第三者に対する意見照会に係る手続に関すること。

- (6) 開示決定等に係る手続に関する事。
 - (7) 開示の実施に係る手続に関する事。
 - (8) 異議申立てに係る手続に関する事。
 - (9) その他機構の情報公開に必要な事。
- 2 各研究所の管理部庶務課（以下「窓口課」という。）における情報公開事務は次のとおりとする。
- (1) 開示請求の相談、案内、受付等に関する事。
 - (2) 窓口課が所掌する組織（以下「窓口課所掌組織」という。）が主管部署となる事案について、次に掲げる情報公開事務に関する事。
 - イ 総務部総務課及び主管部署との情報公開事務に係る調整
 - ロ 開示請求に係る事案の処理の進行管理
 - ハ その他開示請求に係る情報公開事務
 - (3) 開示の実施に係る手続に関する事。
 - (4) その他窓口課所掌組織の情報公開に必要な事。

（開示請求の受付）

- 第6条 情報公開担当課は、法第4条第1項に基づく開示請求があつた場合は、これを受け付けるものとする。ただし、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、補正を求めるものとする。
- 2 窓口課は、前項の規定により開示請求を受け付けた場合は、開示請求を受けた旨を速やかに総務部総務課に報告するものとする。

（事案の移送）

- 第7条 総務部総務課は、前条の規定により受け付けた開示請求が法第12条第1項又は法第13条第1項の規定に該当する場合は、当該独立行政法人等又は行政機関と事案の移送について協議するものとする。
- 2 総務部総務課は、前項の規定により当該独立行政法人等又は行政機関へ事案を移送した場合は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知するものとする。

（主管部署への通知）

- 第8条 情報公開担当課は、第6条の規定により開示請求を受け付けた場合は、主管部署を直ちに特定して、開示請求を受けた旨を当該主管部署へ通知するものとする。

（開示情報の案の作成）

- 第9条 主管部署は、前条の規定により通知を受けた場合は、総務部総務課と協議の上、開示請求に係る文書を特定するとともに、不開示情報を除いた開示すべき情報の案を作成

し、情報公開担当課へ通知するものとする。

- 2 前項に規定する開示すべき情報の案の作成において、開示請求が法第14条の規定に該当する場合は、当該第三者に対し、開示請求に係る必要事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示決定等)

第10条 窓口課は、前条第1項の規定により通知を受けた場合は、当該内容を審査の上、開示決定等に係る手続を速やかに総務部総務課に依頼するものとする。

- 2 総務部総務課は、前条第1項の規定により通知を受けた場合又は前項の規定により依頼を受けた場合は、当該内容を審査の上、開示決定等に係る手続を行うものとする。
- 3 総務部総務課は、前項の規定により開示等を決定した場合は、開示請求者等に対し、その結果を速やかに通知するものとする。

(開示の実施)

第11条 情報公開担当課は、開示の実施に当たっては、開示請求者の便宜を図るよう努めることとする。

(手数料)

第12条 機構は、別に定めるところにより、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を開示請求者に求めるものとする。

- 2 前項の手数料は、別に定めるところにより、減額又は免除することができるものとする。

(審査請求)

第13条 法第18条第1項に基づく審査請求があった場合は、その内容を審査の上、審査請求に対する裁決を行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第14条 前条の規定による決定が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 前項の規定により諮問を行った場合は、審査請求人等に対し、諮問をした旨を速やかに通知するものとする。

- 3 第1項の規定による諮問は、特段の事情がない限り、審査請求到達から90日以内に行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会の決定)

第15条 前条の規定により諮問をした事案につき、情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けた場合は、答申の内容を十分考慮の上、速やかに審査請求に対する裁決を行うものとする。

- 2 前項の裁決は、特段の事情がない限り、情報公開・個人情報保護審査会の答申を受領してから60日以内に行うものとする。

(情報提供)

第16条 機構は、法の趣旨にのっとり、積極的に情報提供をするよう努めるものとする。

(情報公開委員会)

第17条 機構は、別に定めるところにより、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、情報公開に係る重要事項等について、審議又は検討を行うものとする。

(細則等の制定)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日 29（規程）第31号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。